

循環型林業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、スギ及びヒノキの多くが標準伐期齢に達し、木材需要の高まりとともに伐採面積が拡大することから、公益上重要な森林の植林を進め、循環型林業を確立し、地域経済の活性化を促すため、森林所有者に代わり新植、下刈を行い、長期維持管理する林業事業者に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存する森林を所有する者に代わりスギ又はヒノキの植栽を行う者であること。
- (2) 補助金を申請する年度に、宮崎県森林整備事業（造林）補助金等の新植・下刈に係る県の補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定通知を受けた者であること。
- (3) 当該山林において、次のいずれかに該当する者であること。

ア 本市及び森林所有者と「循環型林業促進事業に関する協定」（以下「協定」という。）を締結した者

イ 森林法（昭和26年法律第249号）第11条に基づき、森林経営計画の認定を受けた者

ウ 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条に基づき、経営管理実施権を設定された者

- (4) 植栽本数が、延岡市森林整備計画書に定めるⅡの第2の1の(2)の基準を満たす者であること。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納があるとき。
- (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者であるとき。
- (3) 行政機関から森林法（昭和26年法律第249号）による指導を受けた者で、当該指導に係る改善を行わないとき。
- (4) 森林法違反により有罪判決を受けたとき。
- (5) その他市長が特に認めたとき。

3 第1項の規定にかかわらず、山林所有者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社であること。
- (2) 延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者であるとき。
- (3) 行政機関から森林法(昭和26年法律第249号)による指導を受けた者が当該指導に対する改善を行わないとき。
- (4) その他市長が特に認めたとき。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が認めた別表の金額とし、千円未満の額は切捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 市税の完納証明書の写し
 - (3) 植栽箇所または下刈箇所を示した森林基本図(以下「森林基本図」という。)
 - (4) 第2条第1項第3号アの者は、協定書(様式第3号)、同イの者は、森林経営計画の際の長期維持管理契約書の写し、箇所別造林計画再掲表及び箇所別保育計画
- 2 申請は、事業項目ごとに行うこととする。

(事業の中止又は変更)

第5条 補助事業を中止し、又は変更しようとするときは、補助事業中止・変更承認申請書(規則様式第4号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業変更計画書(様式第1号)
- (2) 森林基本図(施業箇所の位置に変更があった場合に限る。)

(補助金等の請求)

第6条 補助対象者が、決定された補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の完了後20日以内に補助金等請求書(規則様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 施業箇所の実測図
- (3) 完成写真

(経過報告)

第7条 補助金を受けた者は、補助金を受けた後でも、市長が求めたとき、本事業に係る経過を報告しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 補助を受けた者は、補助金を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5か年の内に、当該山林において本事業の要件を満たさなくなったときは、受領した補助金の全額または一部を返還する。ただし、自然災害等本人及び森林所有者の責に帰すべき事情のない場合を除く。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行し、令和2年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 令和5年3月31日に限り、その効力を失う。

別表

事業項目	細目	補助金額
新植	スギ	90,000 円/ha
	ヒノキ	100,000 円/ha
	コンテナスギ	110,000 円/ha
下刈	1～5回目まで	2,500 円/ha